

海事六法

59年版

海事六法編纂委員会編

海 文 堂

ISBN4-303-37159-9

海事六法(昭和59年版)

定価2,800円

昭和59年3月1日 初版発行 © 1984

編纂者 海事六法編纂委員会

発行者 岡田吉弘

発行所 海文堂出版株式会社

検印省略



本社 東京都文京区水道2丁目5番4号(〒112)

電話 03(815)3292

支社 神戸市中央区元町通3丁目5番10号(〒650)

電話078(331)2664

日本書籍出版協会会員・自然科学書協会会員・工学書協会会員

PRINTED IN JAPAN

印刷 文栄印刷/製本 三浦製本

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、
法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となり
ますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

昭和五十九年版発行に際して

海事関係の法規は、かなり多面にわたっており、これら諸法規を関係実務者は十分に理解するとともに、実地に活用していかねばならない立場にある。

幸い海文堂では、運輸省監修のもとに、「現行海事法令集」を毎年刊行しているが、同書は何分にも膨大なものであり、利用者間に「もつと携帯に便利で手軽な法令集を」との要望が強く、これに応えるため、三十五年版から現行の海事六法を刊行してきた。以来ハンディな海事六法として多くの読者に親しまれ、好評を博してきたが、年々膨張の一途をたどる海事法規を収録するため、五十九年版からは従来より大型のA5判として装いを新たに刊行する運びになったことは、この上ない喜びである。

五十九年版海事六法は、一五六法令を、海運、船舶、安全、船員、職員・審判、海上交通、海上公害、その他の八項目に分類、昭和五十九年一月三十一日までに改正された関係法令をすべて収録した。

本「海事六法」は、学生、海事従事者など利用者の立場に立って編纂されたものであり、海文堂では毎年これを改版する意図があるので、今後利用者各位のご批判を得て、より以上充実させていきたい所存である。

昭和五十九年二月

海事六法編纂委員長

横 田 利 雄

編纂委員

- | | | | |
|------|---------------|------|--------------------|
| 横田利雄 | (元東京商船大学長) | 平野忠邦 | (運輸省大臣官房環境課長) |
| 鞠谷宏士 | (東京商船大学長) | 采木和久 | (運輸省海運局総務課長) |
| 松本吉春 | (神戸商船大学長) | 井山嗣夫 | (運輸省船舶局監理課長) |
| 真田茂 | (富山商船高等専門学校長) | 佐藤弘毅 | (運輸省船員局労政課長) |
| 山門豊文 | (鳥羽商船高等専門学校長) | 高橋義典 | (海上保安庁警備救難部航行安全課長) |
| 小川武 | (広島商船高等専門学校長) | 福井淡 | (海技大学校長) |
| 南正巳 | (大島商船高等専門学校長) | 鶴岡武 | (運輸省航海訓練所長) |
| 上坂太郎 | (弓削商船高等専門学校長) | | |
| 堀田秀夫 | (東京商船大学教授) | | |
| 卷島勉 | (東京商船大学教授) | | |

海事六法 総目次

一 海 運

| | |
|--|----|
| 海上運送法 | 一 |
| 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な 取扱いに対する特別措置に関する法律 | 一七 |
| 内航海運業法 | 一九 |
| 商法(抄)第四編 海商 | 三 |
| 商法施行法(抄) | 四 |
| 商法第七百九条ニ規定スル属具目録ノ書式ノ件 | 四 |
| 商法施行法第二百二十二条ニ依ル湖川、港湾及沿岸小航海 ノ範圍 | 四 |
| 国際海上物品運送法 | 四 |
| 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 | 四 |
| 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令 | 六 |
| 油濁損害賠償保障法 | 六 |
| 油濁損害賠償保障法施行令 | 六 |
| 油濁損害賠償保障法施行規則 | 七 |

二 船 舶

| | |
|---|----|
| 船舶法 | 七 |
| 船舶法施行細則 | 八 |
| 船舶登記規則 | 一〇 |
| 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令 | 一五 |
| 船舶のトン数の測度に関する法律 | 一三 |
| 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則 | 一六 |
| 載貨重量トン数証書交付規則 | 一七 |
| 船舶積量測度規程 | 一三 |
| 簡易船舶積量測度規程 | 一三 |
| パナマ運河及びスエズ運河トン数証書交付規則 | 一七 |
| 三 安 全 | |
| 船舶安全法 | 一四 |
| 船舶安全法施行令 | 一五 |
| 船舶安全法施行規則 | 一七 |
| 船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を 定める件 | 一九 |
| 船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設及び海上救助 隊と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号 並びに搜索及び救助業務に従事している航空機が船舶 | 一九 |

を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件……………一三

船舶安全法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令……………一四

船舶安全法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令……………一四

船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令……………一五

船舶安全法の一部を改正する法律附則第二條第一項に規定する経過措置を適用する期限を定める政令……………一五

船舶等型式承認規則……………一六

小型船舶検査機構に関する省令……………一七

小型船舶検査事務を行う事務所ごとの管轄区域……………一七

鋼船構造規程……………一七

溶接技術試験に関する件……………一八

木船構造規則(抄)……………一九

船舶防火構造規則……………一九

船舶機関規則……………二〇

船舶設備規程……………二〇

船舶救命設備規則……………二一

船舶消防設備規則……………二二

船舶自動化設備特殊規則……………二二

満載喫水線規則……………二三

船舶区画規程……………二三

船舶復原性規則……………二四

原子力船舶特殊規則……………二五

漁船特殊規則……………二六

漁船特殊規程……………二六

小型船舶安全規則……………二七

小型漁船安全規則……………二七

危険物船舶運送及び貯蔵規則……………二八

船舶による危険物の運送基準等を定める告示……………二八

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示……………二九

示……………二九

穀類その他の特殊貨物船舶運送規則……………三〇

海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令……………三〇

船用品検査試験規則……………三一

船燈試験規程……………三一

艙口覆布試験規程……………三二

錨試験規程……………三二

鎖試験規程……………三三

索試験規程……………三三

漁船法(抄)……………三三

漁船法施行規則(抄)……………三三

四 船 員……………三三

船員法……………三三

| | |
|--|----|
| 船員法施行規則 | 七九 |
| 船員法施行規則第三条の三第一項第一号の航路を指定する件 | 七九 |
| 航海当直基準 | 七九 |
| 船員法施行規則第四十八条の規定による三年以上甲板部の勤務に従事したものと同等の能力があることを証明する基準に関する件 | 七九 |
| 船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令 | 七九 |
| 船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令 | 七九 |
| 船員法第六十一条の主務大臣の定める危険物又は有害物 | 八〇 |
| 船員法第八十条第二項の食料表を定める件 | 八〇 |
| 小型船等に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令 | 八〇 |
| 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令 | 八〇 |
| 船舶料理士に関する省令 | 八〇 |
| 船員労働安全衛生規則 | 八三 |
| 船員労働安全衛生規則第三条第二項の規定に基づき運輸大臣の指定する講習として定めた件 | 八三 |
| 船内の管系及び電路の系統の識別標準を定める件 | 八三 |
| 船員労働安全衛生規則第二十四条第一項の規定に基づき運輸大臣の指定する常用危険物を定める件 | 八三 |
| 船員労働安全衛生規則第三十二条第一項第一号の運輸大臣 | 八三 |

| | |
|---|----|
| の指定する衛生上有害な物を定める件 | 八三 |
| 船員労働安全衛生規則第三十四条第三項及び第七十一条第二項の規定に基づき運輸大臣が指定する薬品を定める件 | 八三 |
| 船員電離放射線障害防止規則 | 八三 |
| 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 | 八三 |
| 医師を乗り組ますべき船舶の就航航路等の指定に関する告示 | 八三 |
| 船員法の規定による事務で市町村長に行わせるものを定める政令 | 八三 |
| 救命艇手規則 | 八三 |
| 救命艇手試験科目 | 八三 |
| 船員災害防止活動の促進に関する法律 | 八三 |
| 船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則 | 八三 |
| 労働基準法(抄) | 八七 |
| 最低賃金法 | 八七 |
| 船員の最低賃金に関する省令 | 八七 |
| 労働組合法(抄) | 八七 |
| 労働関係調整法(抄) | 八七 |
| 船員の雇用の促進に関する特別措置法 | 八七 |
| 五 職員・審判 | |
| 船舶職員法 | 八三 |

船舶職員法施行令……………九六八

船舶職員法施行規則……………九七三

小型船舶操縦士試験機関に関する省令……………九七三

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第七条の規定により読み替えて適用される船舶職員法の一部を改正する法律附則第三條の海運局長の認定等に関する省令……………九七七

マークシートによる申請書の記載方法に関する告示……………九八三

小型船舶操縦士試験機関として指定した件……………九八九

小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域……………九八九

小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を開始する日並びに当該事務を行う事務所の名称及び所在地……………九八九

海技従事者国家試験のうち定期試験の期日及び場所等を定める告示……………九九〇

船舶職員法施行規則第二条第三号の水域を指定する件……………九九一

海技従事者国家試験の実技試験に使用する船舶の基準を定める告示……………九九三

水先法……………九九四

水先法施行令……………一〇〇一

海難審判法……………一〇〇六

海難審判法施行令……………一〇一六

海難審判法施行規則……………一〇三三

六 海上交通

海上衝突予防法……………一〇三三

海上衝突予防法施行規則……………一〇四六

国際信号書の使用に関する省令……………一〇四四

潮流信号所についての告示……………一〇四四

海上交通安全法……………一〇四六

海上交通安全法の施行期日を定める政令……………一〇四七

海上交通安全法施行令……………一〇四八

海上交通安全法施行規則……………一〇五三

航路標識法……………一〇五四

水難救護法……………一〇五七

水難救護法施行令……………一〇〇〇

水難救護法施行細則……………一〇〇一

港則法……………一〇〇三

港則法施行令（抄）……………一〇〇九

港則法施行規則……………一〇一五

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示……………一〇二二

七 海上公害

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律……………一〇二五

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令……………一〇二七

八 その他

| | |
|---|-----|
| 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令…………… | 三三三 |
| 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則…………… | 三三三 |
| 海上災害防止センターに関する省令…………… | 三六三 |
| 海上災害防止センターの財務及び会計に関する省令…………… | 三六〇 |
| 余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める総理府令…………… | 三七三 |
| 海洋汚染防止法施行令別表第一第四号のふん尿処理装置の技術上の基準を定める件…………… | 三七三 |
| 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令…………… | 三七四 |
| 令第二項の運輸大臣が定める方法を定める件…………… | 三七四 |
| 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令…………… | 三七四 |
| 港湾法（抄）…………… | 三七五 |
| 港湾運送事業法…………… | 三七六 |
| 造船法…………… | 三九一 |
| 小型船造船業法…………… | 三九四 |
| 関税法…………… | 三九九 |
| 関税法施行令…………… | 三三五 |

検疫法

| | |
|--------------------------------|-----|
| 検疫法施行令…………… | 三六一 |
| 検疫法施行規則…………… | 三六一 |
| 一九七四年ヨーク・アントワープ規則…………… | 三六七 |
| 船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約…………… | 三九三 |
| 海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約…………… | 三九三 |
| 公海に関する条約…………… | 三九三 |
| 領海及び接続水域に関する条約…………… | 三九七 |
| 領海法…………… | 四〇二 |
| 領海法…………… | 四〇六 |

法令索引

い

錨試験規程……………二七六
 医師を乗り組ますべき船舶の就航航路等の指定に関する告示……………二八五

か

海技従事者国家試験のうち定期試験の期日及び場所等を定める告示……………二八〇
 —の實技試験に使用する船舶の基準を定める告示……………二八二
 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律……………二七
 海上運送法……………一
 海上交通安全法……………二〇六
 — 法施行規則……………二〇七
 — 法施行令……………二〇八
 — 法の施行期日を定める政令……………二〇九
 海上災害防止センターに関する省令……………二一〇
 —の財務及び会計に関する省令……………二一〇
 海上衝突予防法……………二〇三
 — 法施行規則……………二〇四
 海上における人命の安全のための国際条約及

び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令……………二八六

海難審判法……………二〇九
 — 法施行規則……………二一〇
 — 法施行令……………二一〇
 海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約……………二一五
 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律……………二一五
 —の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令……………二二二
 — 法律施行規則……………二二三
 — 法律施行令……………二二七

簡易船舶積量測定規程……………二二七
 装置の技術上の基準を定める件……………二二七
 関税法……………二二九
 — 法施行令……………二二九

き

危険物船舶運送及び貯蔵規則……………二六九
 救命艇手規則……………二七〇
 救命艇手試験科目……………二七〇
 漁船特殊規則……………二七六
 漁船特殊規程……………二七六
 漁船法(抄)……………二七六
 漁船法施行規則(抄)……………二七七
 鎖試験規定……………二七三

け

検疫法……………二七〇
 — 法施行規則……………二七〇
 — 法施行令……………二七六
 原子力船特殊規則……………二七五
 航海当直基準……………二七二
 公海に関する条約……………二七二
 鋼船構造規程……………二七二
 港則法……………二七二
 — 法施行規則……………二七五
 — 法施行規則の危険物の種類を定める告示……………二七五
 — 示……………二七五
 — 法施行令(抄)……………二七五
 航路標識法……………二七五
 港湾運送事業法……………二七五
 港湾法(抄)……………二七五
 小型漁船安全規則……………二七五
 小型船造船業法……………二七五
 小型船等に乗る組む海員の労働時間及び休日に関する省令……………二七五
 小型船舶安全規則……………二七五
 小型船舶検査機構に関する省令……………二七五
 小型船舶検査事務を行う事務所ごとの管轄区域……………二七五
 小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所ごとの管轄区域……………二七五

が特定試験事務を開始する日並に当該事務を行う事務所の名称及び所在地として指定した件……………九六九

— に関する省令……………九七三

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令……………一〇一五

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令……………一〇一六

国際海上物品運送法……………一〇三三

国際信号書の使用に関する省令……………一〇三五

穀類その他の特殊貨物船舶運送規則……………一〇六五

さ

載貨重量トン数証書交付規則……………一〇七三

最低賃金法……………一〇八九

索試験規程……………一〇九四

し

指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令……………一〇九六

商法(抄)第四編 海商……………一一〇三

商法施行法(抄)……………一一〇四

商法施行法第二百二十二条ニ依ル湖川港湾及沿岸小航海ノ範圍……………一一〇三

商法第七百九条ニ規定スル器具目録ノ書式ノ件……………一一〇四

す

水難救護法……………一一〇七

— 法施行細則……………一一〇二

— 法施行令……………一一〇三

せ

船員災害防止活動の促進に関する法律……………一〇六二

— 法律施行規則……………一〇七〇

— 船員電離放射線障害防止規則……………一〇三三

— 船員の雇用の促進に関する特別措置法……………一〇六九

— 船員の最低賃金に関する省令……………一〇六五

— 船員法……………一〇七三

— 及び船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第七條の規定により読み替えて適用される船舶職員法の一部を改正する法律附則第三條の海運局長の認定等に関する省令……………一〇七七

— 法施行規則……………一〇九四

— 法施行規則第三条の第三項第一号の航路を指定する件……………一〇七五

— 法施行規則第四十八條の規定による三年以上甲板部の勤務に従事したものと同等の能力があることを証明する基準に関する件……………一〇七五

— 船員法第一条第二項第三号の漁船の範圍を定める政令……………一〇七六

— 法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令……………一〇七五

— 法第六十一条の主務大臣の定める危険物又は有害物……………一〇八三

— 法第八十条第二項の食料表を定める件……………一〇八三

船員法の規定による事務で市町村長に行わせるものを定める政令……………一〇八二

— 船員労働安全衛生規則……………一〇八三

— 規則第三条第二項の規定に基づき運輸大臣の指定する講習として定めた件……………一〇八二

— 規則第二十四条第一項の規定に基づき運輸大臣の指定する常用危険物を定める件……………一〇八〇

— 規則第三十二条第一項第一号の運輸大臣の指示する衛生上有害な物を定める件……………一〇八〇

— 規則第三十四条第三項及び第七十一条第二項の規定に基づき運輸大臣が指定する薬品を定める件……………一〇八〇

— 船燈試験規程……………一〇八〇

— 船内の管系及び電路の系統の識別標準を定める件……………一〇八〇

— 船舶安全法……………一〇八一

— 船舶安全法施行規則……………一〇八一

— 法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件……………一〇八一

— 法施行規則第六十三條の救命施設及び海上救助隊と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件……………一〇八一

— 船舶安全法施行令……………一〇八一

— 船舶安全法第三十二条の漁船の範圍を定める政令……………一〇八一

| | |
|--|----|
| 船舶安全法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令…………… | 二四 |
| 船舶安全法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令…………… | 二四 |
| 船舶安全法の一部を改正する法律附則第二條第一項に規定する経過措置を適用する期限を定める政令…………… | 二五 |
| 船舶機関規則…………… | 二六 |
| 船舶救命設備規則…………… | 二七 |
| 船舶区画規程…………… | 二八 |
| 船舶自動化設備特殊規則…………… | 二九 |
| 船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル條約…………… | 三〇 |
| 船舶消防設備規則…………… | 三一 |
| 船舶職員法…………… | 三二 |
| ——法施行規則…………… | 三三 |
| ——法施行令…………… | 三四 |
| ——施行規則第二條第三号の水域を指定する件…………… | 三五 |
| 船舶積量測定規程…………… | 三六 |
| 船舶設備規程…………… | 三七 |
| 船舶等型式承認規則…………… | 三八 |
| 船舶登記規則…………… | 三九 |
| 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令…………… | 四〇 |
| 船舶による危険物の運送基準等を定める告示…………… | 四一 |
| 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示…………… | 四二 |
| 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律…………… | 四三 |
| ——法律施行令…………… | 四四 |

| | |
|--|----|
| 船舶のトン数の測定に関する法律…………… | 二二 |
| ——法律施行規則…………… | 二三 |
| 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令…………… | 二四 |
| 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令第二項の運輸大臣が定める方法を定める件…………… | 二五 |
| 船舶復原性規則…………… | 二六 |
| 船舶法…………… | 二七 |
| ——法施行細則…………… | 二八 |
| 船舶防火構造規則…………… | 二九 |
| 船舶料理士に関する省令…………… | 三〇 |
| 船用品検査試験規則…………… | 三一 |
| 船口覆布試験規程…………… | 三二 |
| 造船法…………… | 三三 |
| 潮流信号所についての告示…………… | 三四 |
| 内航海運業法…………… | 三五 |
| は…………… | 三六 |
| バナマ運河及びスエズ運河トン数証書交付規則…………… | 三七 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| マークシートによる申請書の記載方法に関する告示…………… | 四六 |
| 満載喫水線規則…………… | 四七 |
| み…………… | 四八 |
| 水先法…………… | 四九 |
| 水先法施行令…………… | 五〇 |
| も…………… | 五一 |
| 木船構造規則(抄)…………… | 五二 |
| ゆ…………… | 五三 |
| 油濁損害賠償保障法…………… | 五四 |
| 油濁損害賠償保障法施行規則…………… | 五五 |
| 油濁損害賠償保障法施行令…………… | 五六 |
| よ…………… | 五七 |
| 一九七四年ヨーク・アントワープ規則…………… | 五八 |
| 溶接技術試験に関する件…………… | 五九 |
| 余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める総理府令…………… | 六〇 |
| り…………… | 六一 |
| 領海及び接続水域に関する条約…………… | 六二 |
| 領海法…………… | 六三 |

法令索引

3

| | |
|------------|----|
| 労働関係調整法(抄) | 八六 |
| 労働基準法(抄) | 八七 |
| 労働組合法(抄) | 八七 |

員、乗客その他の乗車人がある場合にあっては、その乗車人

三 当該自動車に積載貨物がある場合にあっては、その積載貨物

- 参 ④旅客定期航路事業の免許 三、貨物定期航路事業の届出 一九の五、⑤不定期航路事業の届出 二〇、⑥船舶貸渡業の届出 三三・二〇、船舶貸渡の制限 四四の三、船舶の貸借 二〇法七〇三・七〇四、⑦海上運送取扱業の届出 三三・二〇、取扱業 二〇法五九〇五八、海上における物品の運送 二〇法七三七〇七六、国際海上物品運送、郵便物運送委託法、⑧海運仲立業の届出 三三・二〇、仲立業 二〇法五四三〇五五〇、⑨海運代理店業の届出 三三・二〇、代理 二〇法九九〇一八、商法四六〇五一・五〇四〇五〇六。

第二章 船舶運航事業

(一) 旅客定期航路事業の免許

第二条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、省令の定める手続により、事業計画を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 参 ①旅客定期航路事業の定義 二④、対外旅客定期航路事業の届出 一九の四②、職権委任 四四五の二①、令 四四四、期間 四七四・五〇②、令 四二二。

(免許手続)

第四条 運輸大臣は、一般旅客定期航路事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 当該事業の開始によつて当該航路に係る全供

給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剰にならないこと。

二 当該事業に使用する船舶、くい留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適應したものであること。

三 当該事業が利用者の利便に適合する事業計画を有すること。

四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

五 当該事業の経理的基礎が確實性を有すること。

六 当該事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

第五条 運輸大臣は、一般旅客定期航路事業の免許を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合

一 一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 一般旅客定期航路事業の免許、特定旅客定期航路事業の許可又は第二十一条第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 法人である場合において、その法人の役員

(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)が前二号の一に該当するとき。

参 四 免許又は許可の取消 一六・二三の四。(免許の決定)

第六条 運輸大臣は、第三条の免許の申請が、前二条の基準に適合しているかどうかを決定しようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならぬ。

参 運輸審議会 二〇運輸省設置法五〇八、運輸審議会一 般規則。

(運航開始の義務)

第七条 一般旅客定期航路事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期間内に当該事業計画に基づき運航を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運航を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期間を延長することができる。

- 参 ①期間内の事業を開始しない場合の免許の失効 一七、②延期申請手続 四二二、職権委任 四四五の二①、令 四二二。

(運賃及び料金の認可)

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者(以下「一般旅客定期航路事業者」という)は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金については、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様。

ある。
2 運輸大臣は、前項の認可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならぬ。

① 対外旅客定期航路事業の運賃及び料金の届出
一九〇四④。令 則四。運賃及び料金の公示
一〇。職権委任 四五の二③。令 則四。運賃及び料金の変更命令 一九〇四。罰則 四八④・五〇。

第九條 一般旅客定期航路事業者は、省令の定める手続により、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運送約款においては、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

① 令 則五。運送約款の公示 一〇。運送約款の変更命令 一九〇。職権委任 四五の二③。令 則四。罰則 四八④・五〇。② 運送約款の記載事項 則六。

(運賃及び料金等の公示)

第十條 一般旅客定期航路事業者は、省令の定める方法により、第八條第一項の運賃及び料金並びに前条の運送約款を公示しなければならない。

令 則七。対外旅客定期航路事業者における運賃及び料金等の公示 一九〇四④。罰則 四八④・五〇。

(運輸管理規程等)

海上運送法

第十條の二 一般旅客定期航路事業者は、運輸管理規程を作成し、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運輸管理規程は、省令の定める基準に従い、船舶の運輸の管理に関する責任者(以下「運輸管理者」という)の選任等船舶の運輸の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため一般旅客定期航路事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めたものでなければならない。

3 運輸大臣は、運輸管理規程が前項の省令の定める基準に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 一般旅客定期航路事業者は、運輸管理規程に基づき運輸管理者を選任し、又は解任したときは、省令の定める手続により、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

5 運輸大臣は、運輸管理者が運輸管理規程に違反する等によりその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該運輸管理者を解任すべきことを命ずることができる。

6 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該一般旅客定期航路事業者及び当該運輸管理者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。これらの者は、

聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

① 令 則七の三。② 令 則七の二。④ 令 則七の四。聴聞 九一。四。職権委任 四五の二③。令 則四。罰則 四八④の二。

(事業計画の変更)

第十一條 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第四條の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

令 則八、八の二。(事業計画の変更命令 一九〇四。本条の適用除外 離島航路整備法七。職権委任 四五の二③。令 則四。罰則 四八④・四九④・五〇。

(運送の引受義務)

第十二條 一般旅客定期航路事業者は、左の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

三 当該運送が第九条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

罰則 四八四・五〇。
(運送の順序等)

第十三条 一般旅客定期航路事業者は、運送の申込みの順序により、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をしなければならぬ。但し、第二十六条の規定による運輸大臣の命令があるときその他正当な事由があるときは、この限りでない。

2 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

罰則 四八四・五〇。
(事業計画に定める運航の確保)

第十四条 一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合の外、事業計画に定める運航を怠つてはならない。

2 運輸大臣は、一般旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、事業計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

3 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該一般旅客定期航路事業者は、聴聞

の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

罰則 事業計画 三〇・一一、則二〇四。職権委任 四五の二①、令四四四。聴聞 則九一四。

(事業の休廃止の許可)

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、省令の定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3 前項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基く休止については、適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の許可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

罰則 令 則一五。特定旅客定期航路事業の休廃止の届出 一九の三③。対外旅客定期航路事業の廃止の届出 一九の四④。事業計画に定める運航の確保 一四〇。職権委任 四五の二①、令四四四。罰則 四八四。

(事業の停止及び免許の取消)

第十六条 運輸大臣は、一般旅客定期航路事業者が左の各号の一に該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は船

船職員法(昭和二十六年法律第四百十九号)の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条各号の一に該当することとなつたとき。

2 運輸大臣は、前項の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

罰則 許可又は認可に付した条件 二三の六④。免許取消の効果 五五。職権委任 四五の二①、令四四四。罰則 四五五の三③。

(免許の失効)

第十七条 一般旅客定期航路事業の免許は、第七条第一項の規定により運輸大臣の指定する期間内又は同条第二項の規定に基き延長された期間内に事業を開始しないときは、その効力を失う。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、一般旅客定期航路事業を経営する法人が一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を経営する法人